

特殊車両通行許可証

の備え付けが

『タブレット』でも

可能になりました！



2019年
4月より

特殊車両通行 許可 申請書 (新規)

申請者名 氏名
代表者名 氏名
事業区分 区画
種別
通行区分 区画
通行経路表 2 経路

種別	総重量	構造幅	最大積載幅	積載重量	長さ
車両建設	8500 kg	3722 cm	140 cm	2070 kg	2014 cm
	種	高さ	最大積載高さ	最大軸重	最大軸距
	370 cm	4027 cm	1900 cm	1800 kg	2200 kg

特殊車両通行 許可証 認定書

申請のときは、認定 する。ただし、申請の条件に満たないときは、認定 しない。

紙媒体による許可証

複数の許可証が
タブレット1台に
可能！



電子媒体による許可証

特殊車両通行許可証等※1（以下「許可証」という。）は、道路法※2において、通行時に携行することが義務付けられています。

通行経路が多い場合や特車ゴールドの許可の場合等には、許可証の分量が膨大となり、多くの保管場所をとられていましたが、2019年4月1日（月）から、紙による許可証の代わりにタブレット等での携行が可能となりました。

特殊車両の現地取締り等で許可証の提示（表示）を求められた際には、ドライバー自らタブレット等を操作し、走行している通行経路の許可証を表示させなければなりません。

※1 経路表、経路図等を含む

※2 道路法 道路法第47条の2第6項：許可証の交付を受けたものは、当該許可にかかる通行中、当該許可証を当該車両に備え付けなければならない。

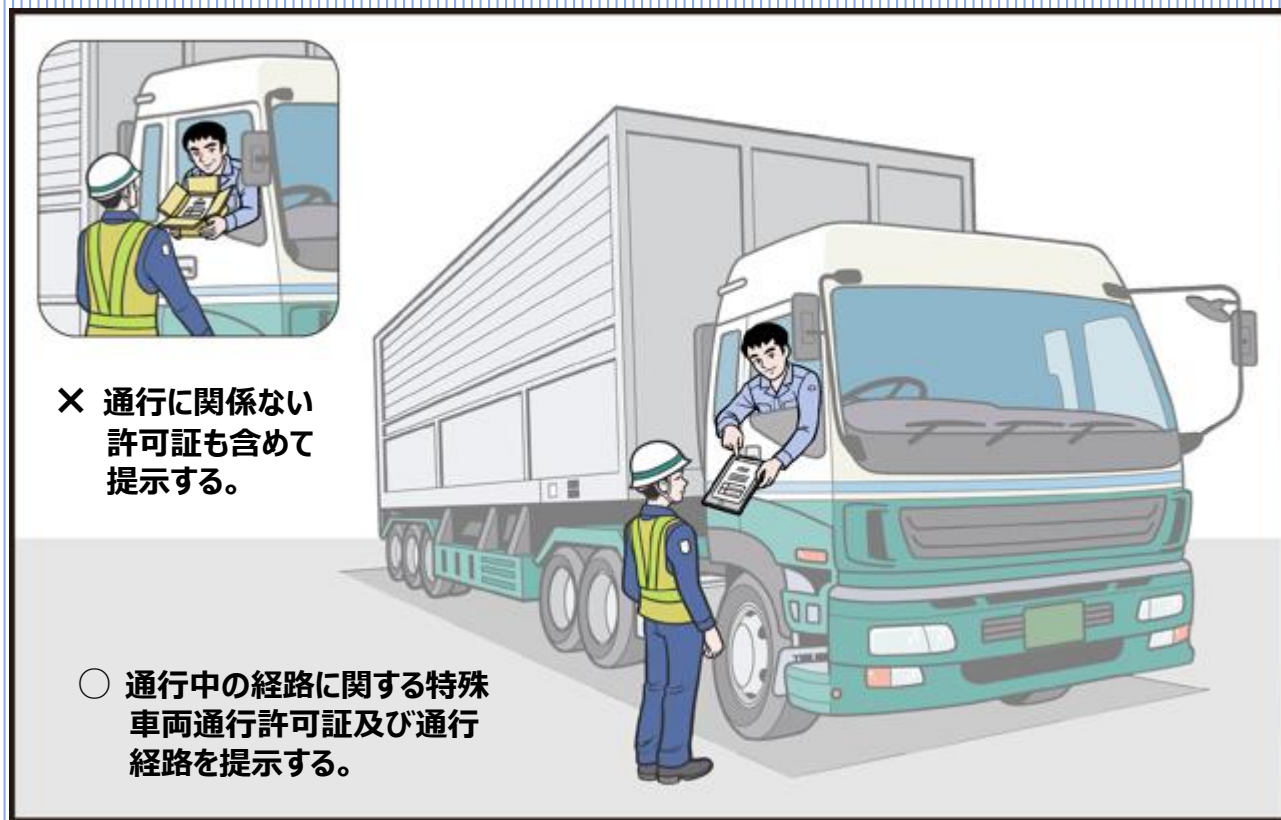


国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

特殊車両の走行中、許可証の提示を求められた場合は ドライバー自ら『タブレット』を操作して 許可証の提示をお願いします！



× 通行に関係ない
許可証も含めて
提示する。

○ 通行中の経路に関する特殊
車両通行許可証及び通行
経路を提示する。

電子機器の携行に際しての注意点

① 許可証を表示する電子機器の種類・機能

許可証を表示する電子機器は、ノートパソコン、タブレット等で、許可証の内容を明瞭な状態で画面に表示できるものでなければなりません。なお、画面の大きさは8インチ以上の機器を推奨します。

② 電子機器の操作

取締り時に、許可証の提示（表示）を求められた際には、ドライバー自ら、その責任において電子機器を操作し、電子機器の画面に走行中の通行経路の許可証を表示して頂きます。

※セキュリティ上、電子データが保存されたUSB等を、取締りを行っている者の電子機器に接続して表示させることはできません。

③ 許可証不携帯による警告

ドライバーは許可証を明瞭に表示させなければなりません。例えば、電子機器の故障、バッテリー切れ、電波の状況、機器操作の不慣れその他の事情等によって速やかに表示できない場合には、許可を得ていても、許可証不携帯として警告等の対象となりますのでご注意ください。

④ 電子データの内容

取締りでの速やかな確認等のため、国のオンライン申請システムを通じて交付された許可証の電子データを表示できるようにすることを推奨します。

⑤ その他

紙による許可証の備え付けも引き続き可能ですが、取締り時に許可証の提示を求められた際には、走行中の通行経路に関する許可証を提示してください。

各事業者においては、電子機器を携行するドライバーへの周知徹底をお願いします。